

# 鎮西学院高等学校個人情報管理規程

## 【目的】

### 第1条

この規程は、鎮西学院高等学校情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の重要性を認識するとともに、学校管理下における情報の適切な利用と管理を行うために必要な事項を定める。

## 【個人情報の定義】

### 第2条

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、また、識別され得るものをいう。具体的には、氏名、国籍、住所、生年月日、年齢、電話番号、家族構成、健康状態、成績等個人に関する一切の情報をいう。

## 【情報収集の制限】

### 第3条

個人情報の収集は、校長の責任のもとに個人情報を取り扱う目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で、適切かつ妥当な手段で原則として本人から収集しなければならない。

## 【利用および提供の制限】

### 第4条

個人情報の利用は、職務上必要な場合に限られる。また、個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

## 【管理および利用の責任者】

### 第5条

個人情報管理および利用の責任者は校長とする。

## 【個人情報の管理】

### 第6条

個人情報の管理は、全ての教職員の責務であることを自覚し、個人情報の漏洩、滅失又は棄損を防止するため次のことを遵守する。

- (1) 指導要録等、保存年数に定めがある文書については、その定めにより校長によって指定された場所に保管し、保存年数を過ぎた文書は、適切に処分する。
- (2) 保存年数に定めのない生徒の個人情報に関する諸帳簿（生徒個人カード、成績表、各種調査票等）や資料は必要期間経過後適切に処分する。
- (3) 勤務中、退勤時とも、個人情報に関する書類やデータは、管理できる適切な場所で保管する。
- (4) 個人情報等の重要情報を保存したUSBメモリ等の大容量記憶装置（以下USBメモリ等とする）は、管理できる場所で適切に保管する。
- (5) 個人情報は、原則として校外へ持ち出してはならない（USBメモリ等も含む）。校外への持ち出しを必要とする場合は、持ち出し簿に記入し、校長の許可を得なければならない。また、校外を問わず、盗難・紛失・他者への漏洩がないようにする。
- (6) 外部からの問い合わせについては本人の許可なく応じることはしない。

## 【電子情報保全のための遵守事項】

### 第7条

電子情報の取り扱いの安全確保のため次のことを遵守する。

- (1) 学校の校務で使用するパソコンは、原則として校務パソコンのみとする。特別の事情があり私物のパソコンを使用する場合は、校長の許可を得て、適切に使用する。
- (2) 校務パソコンにはファイル共有ソフト（Winny等）を導入しない。
- (3) 校務パソコンに教育活動上必要なソフトウェアをインストールする場合は、校長の許可を得る。
- (4) 校務パソコンには、ウイルス対策ソフトをインストールする。
- (5) 校務パソコンは、原則として校外に持ち出してはならない。校外への持ち出しを必要とする場合は、校長の許可を得る。
- (6) ノートパソコン等移動の容易なパソコンは、盗難に遭わないように各自が適切に管理する。
- (7) 私物パソコンを学校内のネットワークに接続しない。
- (8) 個人情報を含む重要なデータをメールで送信する場合は、パスワードの設定など適切な対応をする。
- (9) USBメモリ等へのデータ保存は、必要最小限にとどめる。
- (10) パソコンにUSBメモリ等を装着したまま、その場を離れない。また、USBメモリ等は生徒が手を触れることができない場所で取り扱う。
- (11) 個人情報が入っているUSBメモリ等は、適切な場所で厳重に保管し、使用は最小限にとどめ、情報の漏洩防止に努める。
- (12) パソコン本体や外付けHD等に保存しているバックアップデータは、適切に管理できる場所で保管する。
- (13) パソコンの画面の個人情報は、教職員以外の者（生徒、保護者、業者等）の目に触れることのないよう、必要に応じ閉じるなど適切に管理する。

## 【個人情報の廃棄・処分】

### 第8条

- (1) 保有する必要がなくなった個人情報は他に漏洩することがないように管理者の指示に従い適切に廃棄・処分する。
- (2) 離職、退職により職責を離れる場合は、所属分掌の責任者に返却する。

## 【記憶媒体の破棄】

### 第9条

記憶媒体を破棄するときは、データ抹消ツールを用いて完全に消去するか、記憶媒体を物理的に破壊する。

## 【パソコンの破棄】

### 第10条

- (1) 破棄する学校のパソコンは所定の手続きによって行う。個人に譲渡はしない。
- (2) 私物のパソコン（公の個人情報を作成保存したことがあるもの）を譲渡、売却、廃棄する時は完全にデータを抹消する。

## 【報告の義務】

### 第11条

個人情報の紛失・盗難・漏洩が判明した時は、直ちに校長に報告し、対応の指示を受けなければならない。

附則 本規程は、2014年4月1日から施行する。